高浜町農業用肥料等高騰対策支援事業補助金のご案内

高浜町では、昨今の農業用肥料や燃料の高騰により経営の負担が大きくなっている農家の方々を支援するため、下記の補助金制度を実施します。

下記の交付条件を満たす方は、補助金交付の申請をお願いします。水稲と水稲以外では申請書、補助条件が異なりますのでお間違えのないようご確認ください。

水稲を作付されている方

【補助条件】

令和8年に高浜町において水稲の作付けがあり、出荷販売している方。

【補助額】

高浜町での令和8年水稲作付面積1,000㎡あたり1,500円（100円未満切捨て）。

【提出書類】

〇高浜町肥料等高騰対策支援事業(水稲)補助金交付申請書
〇出荷販売の実績が確認できる書類 ※JA福井県に出荷販売している場合は不要。
〇振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し ※JAの口座を振込指定する場合は不要。

水稲以外の作物を作付されている方

【補助条件】 ※補助対象となるのは次のすべてを満たす方です。

①令和8年に高浜町において作物（水稲以外）の作付けがあり、出荷販売されている方。
※大規模施設園芸事業者を除く。

②令和8年1月1日から令和8年12月31日の期間に出荷販売した作物に要した農業用肥料、農薬の購入費が1万円を超える方。

【補助額】

令和8年1月1日から令和8年12月31日の期間に購入した肥料、農薬の購入費用の20%
（100円未満切捨て。補助金上限額20万円）
ただし、上記期間中に出荷販売した作物にかかる購入費用とします。

【提出書類】

〇高浜町肥料等高騰対策支援事業(水稲以外)補助金交付申請書
〇農業用肥料、農薬の購入費が確認できる書類（領収書、レシート等の写し）
※JA福井県で購入している場合は不要。
〇出荷販売の実績が確認できる書類 ※JA福井県に出荷販売している場合は不要。
〇振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し ※JAの口座を振込指定する場合は不要。

【申請受付期間】

令和8年11月2日（月）～令和9年1月29日（金）まで

【申請受付場所・時間】

JA福井県 高浜支店（午前8時30分～午後4時） ※JA高浜支店の休業日を除く

★JA福井県と出荷販売等取引が無い場合は、役場産業振興課窓口においても受付します。

【このご案内についてのお問合せ】高浜町役場　産業振興課　（0770）72－7705